

Nara Women's University Digital Information Repository

Title	平城京における大安寺の造営計画
Author(s)	森下, 恵介
Citation	都城制研究 (8) 古代都城と寺社 (奈良女子大学古代学学術研究センター)、 pp. 43-55
Issue Date	2014-03-28
Description	
URL	http://hdl.handle.net/10935/3641
Textversion	publisher

This document is downloaded at: 2018-03-16T12:21:07Z

平城京における大安寺の造営計画

森下 恵介

はじめに

平城京左京の六条四坊から七条四坊にかけて 15 町の寺地を占めた大安寺は、もと舒明天皇 11 年(639)に百済宮とともに造営された百済大寺で、天武天皇 2 年(673)に高市の地に移され高市大寺となり、その後、大官大寺の寺号が与えられ、文武朝に藤原京左京八条二坊に営まれた大官大寺が直接の前身寺院となる。このように大安寺の前身は初めて、天皇が創建した寺院であり、天智、天武両王統の始祖である舒明天皇が建立、大官大寺という名が示すように官寺を代表する大寺であった。百済宮と百済大寺、浄御原宮と高市大寺、藤原宮と大官大寺といったように王宮と対になる寺院で、常に王宮近くに営まれる寺院であったと考えることもできる。『続日本紀』における諸寺の記載順序が奈良時代における官寺の寺格を示しているのであれば、筆頭は大安寺であり、薬師寺がこれに続く。平城遷都に伴い、京に造営された大安、薬師、元興、興福の四寺の中でも、左右京に対称的に配置された大安寺と薬師寺の両寺は別格で、この両寺のあり方は藤原京のあり方を受け継いだものと考えられ、この京の両官寺制が平安京の東西寺へと整備されていく可能性も考えられる。

大安寺の平城での造営は『続日本紀』の靈龜 2 年(716)の「始徙建元興寺于左京六条四坊」を大安寺移建記事とみる見方⁽¹⁾が有力で、大安寺の平城への遷造は、唐から帰国した道慈律師が勅により、これにあたったことを『続日本紀』は記す。また、大安寺については天平 19 年(747)の『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』(以下『資財帳』という)によって、主要堂舎の規模を知ることが出来る。大安寺の遺跡については 1954 年に南大門、中門、回廊跡の発掘調査が行われ、1981 年以後は奈良市教育委員会が発掘調査を継続して行っているが、史跡指定地の現状変更に伴う小規模な発掘調査が多く、遺跡の全体像を把握するには、調査成果相互の整理作業が必要となる。近年の発掘調査成果をふまえて、大安寺の造営計画と国家筆頭の大寺、大安寺のもつ性格について、検討してみたい。

1. 大安寺の寺地

『資財帳』によれば、大安寺の寺地は合せて「十五坊」とし、「四坊 塔院」、「四坊 堂并僧房等院」、「一坊半 禅院食堂并大衆院」、「一坊 池并岳」、「一坊半 賤院」、「一坊 苑院」、「一坊 倉垣院」、「一坊 花園院」とする。このうち「塔院」が左京七条四坊の一・二・八・七坪の四町、「堂并僧房等院」が六条四坊の三・四・五・六坪の四町であることは残された遺跡からも間違いはない。以下、諸院の記載を右廻り(時計廻り)と見て、六条四坊の二坪と東側の七坪西半に「禅院食堂并大衆院」、七坪東半と十坪西半が寺地に取り込

まれた杉山古墳をさす「池并岳」とし、十坪東半と十一坪に賤院、十二坪に苑院、七条四坊の塔院の東側の九、十坪に「倉垣院」、「花園院」の所在が推定されており(2)、大安寺の寺地は東辺が東四坊坊間東小路、南辺が七条条間路、西辺が東三坊大路、北辺が六条条間北小路で画された東西が3町、南北5町の範囲を占めると推定され(図1-A)、ほぼ、この範囲をもとにして、国史跡も指定されている。

塔院及び堂并僧房等院以外のこれまでの発掘調査では、「禅院食堂并大衆院」が推定される六条四坊二坪での調査(3)で検出された井戸から、「□亀六年難□」の題箋、「清芹」の付札、「可充紙」と記された木簡や鎌柄、横櫛などが出土しており、掘立柱建物の検出もあって、杉山古墳前方部に営まれた瓦工房とも近く、「修理所」、「政屋」等の存在をうかがわせ、「大衆院」を推定するには、ふさわしい。また、北中房から北へ延びる廊の存在が確認されており(4)、僧房の北方に食堂が存在した可能性も高い。東側の七坪は、ほぼ全域を「池并岳」である杉山古墳が占めるが、その前方部西南には、塔造営に関るともみられる8世紀後半～9世紀初頭の杉山瓦窯(5)が存在する。大安寺境内の北辺を画する六条条間北小路は杉山古墳の後円部に重なるが、その道路痕跡は見られない。古墳東側の十坪で検出された井戸(6)からは「大二三井」、「大二」の墨書土器が出土しており、伽藍中枢の東方になる十一坪からは廊とみられる礎石建物(7)や南北方向の壇正積基壇や磚積円形井戸(8)が検出されている。十・十一坪には別院の存在が推定できこそすれ、賤院である可能性は低いと言わねばならない。また、南の十二坪で検出された井戸からは「東院」の墨書土器が「白米二斗」、「大豆五斗」等の木簡とともに出土(9)しており、『東大寺要録』、『大安寺碑文』に見える神護景雲3年(769)に早良親王(皇子大禅師)が住んだ「寺内東院」が存在した可能性が考えられる。七条四坊の塔院東側の九坪は「倉垣院」が推定されるのであるが、発掘調査(10)では、小規模な掘立柱建物数棟が確認されているものの、倉垣院にふさわしい建物はまったく検出されておらず、院地の配分には発掘調査成果を見る限り、再検討が必要と言わねばならない。

平安時代の寛治4年(1090)の大安寺再建の覆勘(11)には修造した大安寺の西面築垣は「四町瓦覆」で、北面築垣は「三町」となっており、平安時代には六条四坊の一坪から十二坪のすべてが大安寺境内であった可能性も考えられる。大安寺の境内の北辺は薬師寺と同じ、五条大路とみて、六条四坊の二坪と北側の1/2が「禅院食堂并大衆院」、一坪の1/2と八坪が「賤院」、七坪が「池并岳」九坪が「苑院」、十坪が「倉垣院」、十一坪が「花園院」と考えることもでき(12)、「花園院」であった十一坪とその南の十二坪が早良親王の東院となり、奈良時代の大安寺もまた、六条四坊に東西3町、南北4町の規模を持っていたと考えることもできる(図1-B)。このように考えると、塔院を除く大安寺の寺地は左京の六条四坊にその全てがおさまり、六条大路を隔てた七条四坊に塔院以外の院地を想定する積極的な根拠も存在しない。この点で『続日本紀』霊龜2年(716)の「左京六条四坊」に「始徙建」という記事も意味をもってくる。

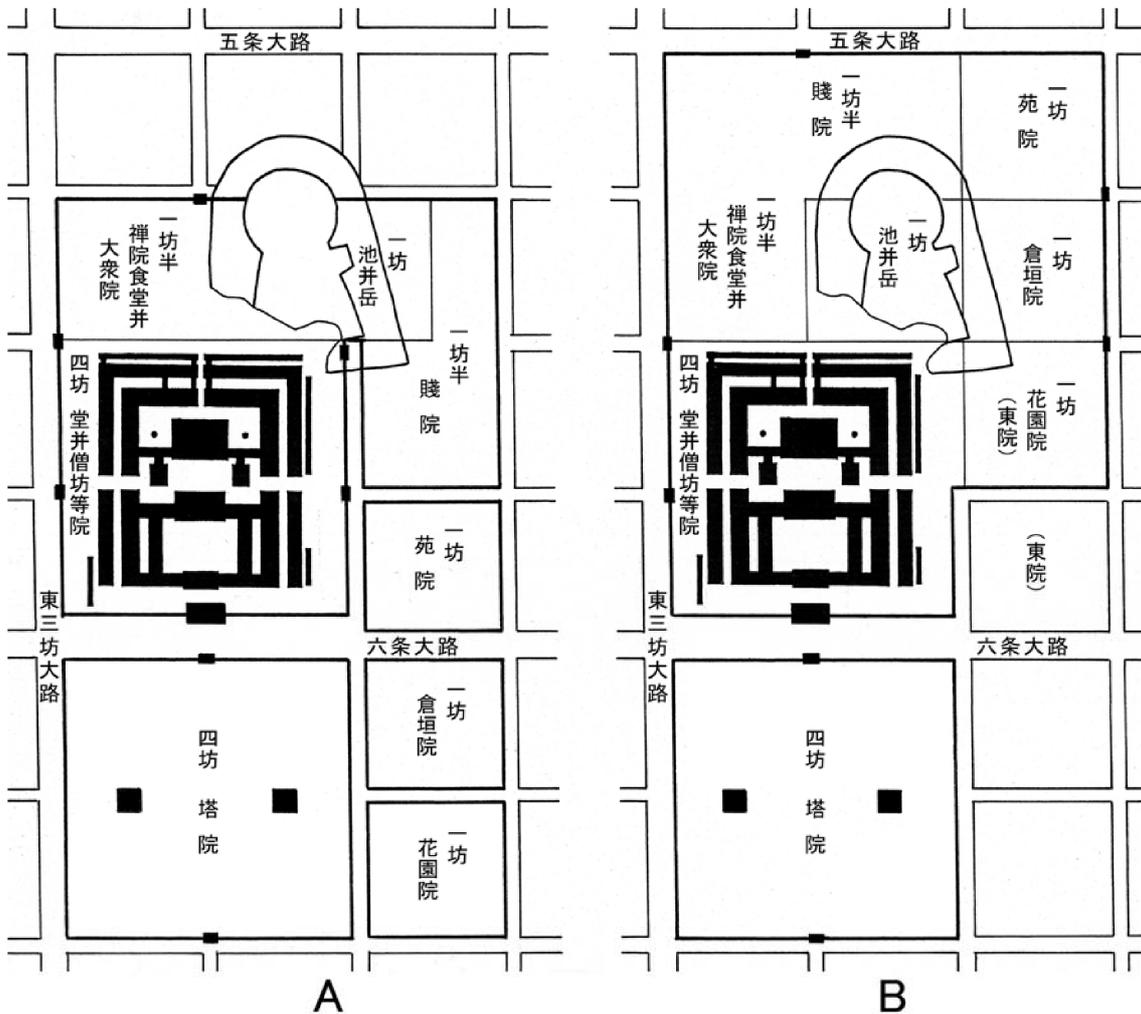


図1 大安寺寺地の復原案

2. 大安寺伽藍の検討

これまでに行われている大安寺伽藍の発掘調査成果をもとに、まず、南から南北方向に大安寺伽藍の検討を進めたい。

六条大路に面する南大門は中門とともに、『資財帳』の「門玖口」のうちの「佛門二口」のひとつに該当するが、『資財帳』には、建物規模は記載されていない。南大門は発掘調査(13)によって、桁行5間(25.5m)、梁間2間(10.2m)の規模で、柱間寸法は桁行、梁間とも17尺(大宝令小尺、唐大尺、「天平尺」、1尺=29.5~29.6cm、以下の「尺」だけの表記は、すべて小尺)等間であることが確認されている。大安寺の周辺条坊については未だ不明な点も多く、南大門の六条大路との位置関係も明かではないが、発掘調査で明らかになっている南大門棟通り(14)と七条四坊に所在する大安寺西塔跡心礎(15)との南北間の距離は164.53mを測る。この距離は小尺では558尺となり、完好的な数値にならないが、和銅6年(713)以前に度地に用いられたとみられる1.2小尺の長さをもつ大宝令大尺(一尺=35.4~35.53cm、以下「大尺」とする)であれば、465大尺となる。塔が六条大路心から一

町 (375 大尺) 南に設定されたとすれば、六条大路心から南大門棟通りまでは 90 大尺 (108 尺) となる。また、東西方向では左京六条三坊十三坪の調査(16)で検出されている東三坊大路西側溝と見られる南北溝 SD02 心から南大門心までの東西距離は 142.316m を測り、400 大尺 (480 尺) とみられ、一町の距離に東三坊大路の幅員 (東西両側溝心々) 50 大尺 (60 尺) の 1/2、25 大尺 (30 尺) を加えた距離と考えることができ、南大門心 (伽藍中軸線) は東三坊大路の一町東に設定されていることがわかる。

中門も発掘調査(17)によって、その規模、桁行 5 間 (29.6m)、梁間 2 間 (14.8m) が確認されている。柱間寸法は桁行中央間 3 間が 18 尺、両端間が 17 尺で、梁間が 15 尺となり、中門棟通りに揃えて、両脇に梁間 13 尺複廊の南面回廊が取り付く。中門棟通りと南大門棟通り間の南北距離は 29.04m を測り、小尺 100 尺とみるにはやや短く、大尺で 82 尺 (98.5 尺) とすれば、推定される六条大路心から、172 大尺 (206.5 尺) の位置となる。

金堂の遺構は発掘調査では未確認であるが、『資財帳』では建物規模を「長十一丈八尺 広六丈」とする。また、『資財帳』では東西回廊の南北長を「廿丈五尺」としており、北面回廊棟通りが金堂の南一間目に合せているとすると、中門心から 220 尺 (205 尺+15 尺[金堂梁間の 1/4]) 程度になり、中門心から大尺 183 尺 (219.5 尺) 北に金堂心が推定できる。大安寺金堂位置は推定六条大路心の北 355 大尺、六条条間南小路心の南 20 大尺とみておきたい。また、講堂については、『資財帳』は「長十四丈六尺 広九丈二尺」とする。これまでの発掘調査では講堂の基壇縁辺が確認されているものの、柱位置は確認されていない。発掘調査(18)で検出している講堂基壇北延石列の位置から、基壇の出 11.5 尺と講堂梁間の 1/2 (46 尺) をとると、講堂の棟通りは金堂の北 170 大尺 (204 尺) に求めることができる。

北太房は発掘調査(19)によって梁間が 13 尺 3 間、桁行柱間が 13.8 尺とされ、中門棟通りから北太房棟通りまでの距離は 164.45m を測り、大尺ならば 465 大尺 (558 尺) となる。『資財帳』では北太房を「長十二丈五尺 広三丈九尺」としており、柱間 13.8 尺で桁行 9 間とすると建物長さは 124.2 尺となる。北太房は東西太房北列の北妻にカギ形に繋がるのではなく、東西太房の内側柱列に北太房妻がカギ形につながることが明らかになっている(20)。後にふれるように中軸線から東、西太房内側柱列までは 184.5 尺あることから、北太房の長さを除くと北東太房と北西太房の間はおおよそ 100 大尺 (120 尺) 隔たることになる。

北中房については『資財帳』には北東中房の記載しかないが、発掘調査(21)で北西中房の存在が明らかになっており、北西中房は天平 19 年 (747) の『資財帳』勘録後に造営されたとみられる。発掘調査では東西の北中房はいずれも梁間が 10 尺 3 間、桁行柱間は 13 尺であることが確認されている(22)。北太房棟通りから北中房棟通りまでの距離 21.3m は 60 大尺 (72 尺) とみなすことができ、中門心から北中房心までは 525 大尺 (630 尺) となる。『資財帳』は北東中房を「長廿七丈 広三丈」とする。中軸線から東中房内側柱列までは 261 尺であるため、北東中房東妻柱は東中房外側柱と通りを揃えており、中房は太房とは

反対に東西中房北妻にカギ形に北中房が繋がる。中軸線から東西の中房外側柱までは 291 尺であるため、『資財帳』の長さを除くと、中軸線から北中房妻柱までは 21 尺となる。しかしながら、1996 年の奈良市 73 次調査⁽²³⁾では、北東中房の西妻柱が伽藍中軸線から 7.7 m (26 尺) で検出されており、北中房の長さは 5 尺短く 265 尺、桁行 21 間として、東端の東中房梁間 3 間分 (30 尺) を除いた 235 尺を 18 間で等分すれば、桁行柱間は、ほぼ 13 尺と発掘調査検出例と一致する。

南北方向に営まれる僧房については、まず、東西太房北列を『資財帳』は「長各廿四丈五尺」とする。西太房北列北端の桁行 3 間の柱間は 13 尺で、北太房の梁間に合せていることが確認されており⁽²⁴⁾、太房北列の北妻柱は北面太房の北側柱に揃えている。太房北列の長さを『資財帳』記載どおりの 245 尺とし、桁行 18 間とみて、北端の北太房梁間の 3 間分 (39 尺) を除いた 206 尺を 15 間で等分すれば、桁行柱間は $13.73 \div 13.8$ 尺となる。『資財帳』は東西太房南列と中房南列の長さは同じ「廿七丈四尺五寸」とする。太房が桁行 20 間で柱間 13 尺が 2 間、13.8 尺が 18 間とすれば 274.4 尺、中房が桁行 21 間で $13.07 \div 13$ 尺とみれば、『資財帳』記載の長さに近い。東西の太房南列と中房南列の南妻柱は南面回廊南側柱と通りを揃えているとする見方が一般的であるが、調査成果 (2010 年 127 次調査) から、西中房南列の南妻は一間北の中門及び南面回廊棟通りに揃えていた可能性が高く、太房南列も同様とみるのが可能である。南面回廊棟通りから東西太房北列北妻柱と通りを揃える北太房北側柱通りまでの長さ 577.5 尺から『資財帳』記載どおりの東西太房北列と南列の長さを除くと北列と南列は 58 尺隔たることになる。

『資財帳』は東西中房北列を「廿九丈一尺 広三丈」とし、これを桁行 22 間で等分した場合は、13.23 尺と柱間が発掘調査の検出例 13 尺⁽²⁵⁾よりもやや長くなる。また、中房北列長は太房北列長よりも 46 尺長いが、中房北列北妻は太房北妻の北 37.5 尺であるため、中房南妻は太房南妻より 8.5 尺南となる。『資財帳』の中房北列「廿九丈一尺」を「廿八丈一尺」とすれば、中房北列と南列との間は 59.5 尺と、太房の妻間の距離に近くなり、中房北列の桁行柱間も 12.8 尺と 13 尺に近い数値になる。

次に東西方向の伽藍配置をみると、中門側面から東西に延びる南面回廊は梁間 13 尺の複廊で、桁行 5 間 (74 尺) の柱間が 14.8 尺、6 間目と 7 間目が 13 尺となって東西回廊に繋がり、伽藍中軸線から東西回廊端までは 120 大尺 (144 尺) となり、中門桁行全長の半分、44 尺を除くと回廊部分は 100 尺の長さになる⁽²⁶⁾。東西の回廊はその南北の長さを『資財帳』は「長廿丈五尺、広二丈六尺」としているが、中門心から金堂心までが、183 大尺 (219.5 尺) であれば、東西回廊の長さは金堂梁間 1 間分 15 尺を除いた 204.5 尺となる。この数値から南面回廊梁間 2 間分 26 尺を除いた 178.6 尺を 13 間で等分すれば、柱間は $13.74 \div 13.8$ 尺となる。また、金堂に取り付く北面回廊については、『資財帳』は「金堂東西脇各長八丈四尺 広二丈六尺」としており、中軸線から東西回廊端までの 144 尺から金堂桁行全長の 1/2、59 尺を除いた 85 尺に近く、85 尺から東西回廊と繋がる 2 間分 26 尺を除いた

59 尺を 4 間で等分すれば 14.75 尺 \approx 14.8 尺と南面回廊の柱間とも近い数値が得られる。

回廊と東西太房間の 40.5 尺は繫廊 3 間 (13.5 尺 \times 3) で繋がれ、伽藍中軸線から東西太房内側の柱列までは 184.5 尺、梁間 3 間 13 尺等間の東西太房の棟通りまでは 170 大尺 (204 尺) となり、回廊端からは 50 大尺 (60 尺) 隔たる⁽²⁷⁾。さらに太房の棟通りから東西中房棟通りまでの間は、北太房棟通りから北中房棟通り間と同じ 60 大尺 (72 尺) で、伽藍中軸線から東西中房の棟通りまでは 230 大尺 (276 尺) となり、東西の中房棟通り間の距離 460 大尺 (552 尺) は、南北方向の中門から北面太房棟通りまでの距離 465 大尺 (558 尺) よりも 5 大尺短くなっている。

『資財帳』には小子房について「小子房南列長十丈 広一丈二尺」と「東小子房長廿九丈一尺」の記述がある。東小子房の長さが中房北列と同長であるため、これを東中房北列の外側に求め、小子房南列をその南に求めるのが一般的であるが、西中房南列の外側から梁間 1 間 13 尺、桁行 10 尺規模をもつ西小子房南列を検出している⁽²⁸⁾。基壇が瓦積みのため、平安時代以降に時期が降るともみられるが、この小子房の棟通りは中房棟通りから 14.2m \approx 40 大尺 (48 尺) の位置にあって、『資財帳』の「小子房南列」に該当する可能性も残している。

大安寺の東西両塔は六条大路を隔てた七条四坊の塔院に所在し、『資財帳』には「四坊塔院」の記載はあるが、塔建物本体についての記載は無く、天平 19 年 (747) には未完であったことがわかり、『七大寺巡礼私記』によって、当時、東塔が七重塔であったことが知られる。2001 年から史跡整備事業に伴う発掘調査⁽²⁹⁾を実施しており、東西両塔間の心々距離は 134.79m で、1 町 450 尺よりもわずかに長く、伽藍中軸線から西塔心までは 228 尺とみられ、東塔心は塔心礎が抜き取られているため心を求めることが難しいがおよそ 229 尺となり、中軸線から 190 大尺の位置に塔は配置されている可能性が考えられる。先にふれたように塔心は南大門棟通りから南 465 大尺 (558 尺) で、六条大路心が南大門心の南 90 大尺 (108 尺) に位置すれば、4 町を占める塔院の南北 1/2、東西もおおよそは 1/4 の位置に配置されているとあってよい。両塔の規模は同じ方 3 間 40 尺 (12m) で、柱間は中央間が 14 尺、脇間が 13 尺とみられる。基壇は 70 尺 (21m) 四方で、基壇外装は凝灰岩切石壇正積、幅 16 尺 (4.8m)、出が 5 尺 (1.5m) の石階が四方に付く。西塔西北部の 102 次調査では塔基壇を覆う二層の瓦層が確認され、下層からは金銅製の風鐸や水煙などの相輪片が出土、整地土を挟んだ上層は厚い焼瓦層で、落雷によって塔の上層部分が落下、その後に火災によって焼失したことがわかり、上層の火災が『日本紀略』の天曆 3 年 (949) の西塔焼失に該当するとみられる。東塔では塔を囲む築地塀の痕跡や南の石敷参道など、東大寺の宗性が行った建長 5 年 (1253) の塔修造、文永 3 年 (1266) の塔四周築地築造に関わるとみられる遺構も検出しており、鎌倉時代の「大安寺宝塔」「大安寺」等の軒瓦も出土している。出土した軒瓦は 8 世紀後半～末のものが多く、東塔が天平宝字年間建設で、西塔が完成するのは奈良時代末の宝亀年間から平安時代初期まで降ることがその所用瓦からもうかが

える(30)。

以上の検討をまとめると、大安寺伽藍の中軸線は、東三坊大路心から1町(450尺=375大尺)東に設定されており、七条四坊の塔院に所在する東西両塔も、この中軸線から190大尺ずつ離れた対称位置に配置されたとみられる。主要伽藍遺構相互の位置関係をみると、南大門と中門、中門と金堂間の距離のように小尺では端数をもつが、大尺では整数となることから、大尺を基準尺にして主要伽藍の地割された可能性が高いといえる。その伽藍地割を復元的に整理すると次のとおりとなる。

- ① 伽藍の中心となる大安寺金堂は六条大路心の北355大尺、六条条間南小路心の南20大尺に推定することができる。
- ② 中門は金堂の南183大尺に位置し、南大門は中門の南82大尺、金堂の南265大尺に位置し、六条大路心の北90大尺となる。
- ③ 中門両脇の南面回廊の東西は中軸線からそれぞれ120大尺で計画されており、回廊の東西幅は240大尺となる。回廊端から50大尺の位置に東西太房の棟通りが設定され、東西太房間は340大尺となる。また、さらにその外側60大尺に東西中房の棟通りが設定され、東西中房間は460大尺となる。
- ④ 講堂は金堂の北170大尺に求められ、六条条間南小路心の北150大尺に推定される。
- ⑤ 北太房棟通りは金堂の北282大尺、中門心から465大尺に位置し、その北側60大尺に北中房の棟通りが設定され、中門心から北中房棟通りまでは525大尺となる。

大安寺伽藍は大尺による地割設定がなされ、柱間寸法などの割り付けは小尺で行ったとみてよいだろう。長さのある回廊や僧房の桁行にみられる13.8尺や14.8尺といった端数をもつ柱間寸法については、大尺とみる説もあるが、南面回廊長100尺に規制されて14.8尺の柱間が生じているように、小尺による建物寸法の割付が大尺による地割に制約された結果、生じたものとみるのが妥当である。また、大安寺の南大門、中門、金堂の柱間寸法に使用される18尺、17尺の数值は、大安寺の前身である大官大寺の中門で17尺が、金堂、講堂で18尺、17尺が用いられており、大安寺回廊や僧房で使われる13尺も大官大寺回廊の桁行に用いられている。これらの柱間寸法は大官大寺の建物柱間寸法を引き継いだものと考えられる。

3. 大安寺伽藍と大官大寺伽藍

大安寺の直接の前身寺院である大官大寺は、藤原京左京八条二坊の東南に東西2町、南北3町、合せて6町の寺域を占める。奈良国立文化財研究所によって1973年から1982年にかけて10次の発掘調査が実施されており、中門、金堂、講堂が伽藍中軸線に南北に並び、中門と金堂を繋ぐ回廊内の東部に九重塔とされる塔を配置し、回廊はさらに北へ延び、講堂を取り囲むといった中枢部の伽藍配置がほぼ確定している(31)。伽藍は8世紀冒頭前後の文武朝に造営されたものとみられ、主要伽藍のうち完成していたのは金堂と講堂で、塔、

中門、回廊は未完成のまま焼失した形跡も確かめられており、『扶桑略記』の伝える和銅4年(711)の火災記事を裏付けるものとみることにも可能である。

この大官大寺伽藍は寺域の東西南北の中心に置かれた金堂位置を基準に設定されており、巨大な塔を回廊内に置くため、回廊の規模は長大で、北面回廊が金堂北 300 大尺(360 尺)、南面回廊が金堂南 250 大尺(300 尺)、中軸線から東西 200 大尺(240 尺)に東西回廊が設定されたとみられている。南面回廊は中軸からの 240 尺から中門部分の 40 尺を除くと、回廊部分は大安寺南面回廊長 100 尺の 2 倍、200 尺となり、大安寺回廊はこの大官大寺回廊の長さの 1/2 という既定長があったために大安寺回廊の桁行に 14.8 尺という端数のついた柱間寸法が生じたといってもよいだろう。この南北 550 大尺(660 尺)、東西 400 大尺(480 尺)の大官大寺の伽藍計画を、中軸線を重ね、さらに大官大寺南面回廊外側柱通りを大安寺中門、南回廊棟通りに重ね合わせると(図 2)、東西では伽藍中軸から 200 大尺の大官大寺東西回廊の外側柱列が大安寺東西太房列と東西中房列の間に位置し、大官大寺東西回廊外側柱列から大安寺東西太房棟通り(中軸から 170 大尺)までが 30 大尺(36 尺)、東西中房棟通り(中軸から 230 尺)までもまた 30 大尺(36 尺)となるのがわかる。太房位置が大官大寺東西回廊位置をもとに設定されたため、大官大寺の 1/2 の長さとなった回廊端と太房との間には繫廊 3 間の 13.5 尺という端数のついた柱間寸法が生じるのである。南北では大官大寺南面回廊から金堂脇回廊までの距離 275 尺は大安寺の東西太房と中房南列の長さ 274.5 尺とほぼ一致する。この 275 尺は本来、計画時には 230 大尺(276 尺)であったものが、使用尺の実長の差により、建物長 275 小尺が設計され、その実長に近い建物が 274.5 尺と計測されたとみられ、この建物長 275 尺のために大安寺東西太房の桁行に 13.8 尺という柱間が生じたらしい。さらに、大官大寺南回廊の北 550 大尺(660 尺)に設定される北回廊は大安寺伽藍では大安寺中門、南回廊棟通りの北 525 大尺(630 尺)の北中房棟通りの北 25 大尺(30 尺)に位置し、15 尺北の大安寺北中房北側柱列と 14 尺南の大官大寺北回廊内側柱列は、ほとんど一致する。大官大寺の伽藍地割設定をもとに大安寺の伽藍地割設定が行われたのであれば、大安寺伽藍建物遺構に特徴的な端数のついた柱間寸法が生じた理由は、理解しやすい。宮本長二郎氏の想定⁽³²⁾のように大安寺の当初の伽藍配置計画は大官大寺と全く同じ配置形式で、大官大寺伽藍がほぼそのまま平城京に造営される予定であった可能性は高いといえる。ただ、宮本氏が想定したように工事が進められていた南面回廊、金堂東・西軒廊の部分を残し、他は梁行三間に拡張して太房に改め云々、というのは、少々乱暴で、柱通りが一致しても、柱間の相違から柱位置はすべて改める必要があり、建設途中の回廊をそのまま、太房に改造したというのは頷けない⁽³³⁾。大官大寺伽藍配置から大安寺伽藍配置への変更を復原整理すると凡そ次のとおりとなるのではないだろうか。

- a. 金堂の規模(153 尺×70 尺)を(118 尺×60 尺)と約 7 割の規模に縮小し、62 大尺南に移す。金堂～中門間の 183 大尺を基準に大安寺東面と西面回廊の長さ 205 尺(220 尺

- 15 尺) が定まり、東西回廊に桁行柱間寸法 13.8 尺が生じる。
- b. 大官大寺南面回廊南側柱列を棟通りにして複廊とする。大安寺回廊の北側柱列は大官大寺回廊の北側柱列より 1 尺南となり、その回廊長は大官大寺の 1/2 の 100 尺 (回廊外端幅 240 大尺) とし、金堂前を儀礼用空間とすることによって、大安寺の南面と北面の回廊に 14.8 尺という桁行柱間寸法が生じ、塔は六条大路を隔てた七条四坊の別院に営まれることになる。(七条四坊に塔院四町分が寺地として新たに加えられる。)
- c. 大官大寺東面と西面回廊の外側柱位置を中心に 30 大尺の位置に大安寺の東西の太房と中房の棟通りを設定し、大官大寺東面と西面回廊の内側柱列から 2.5 尺内側が大安寺東

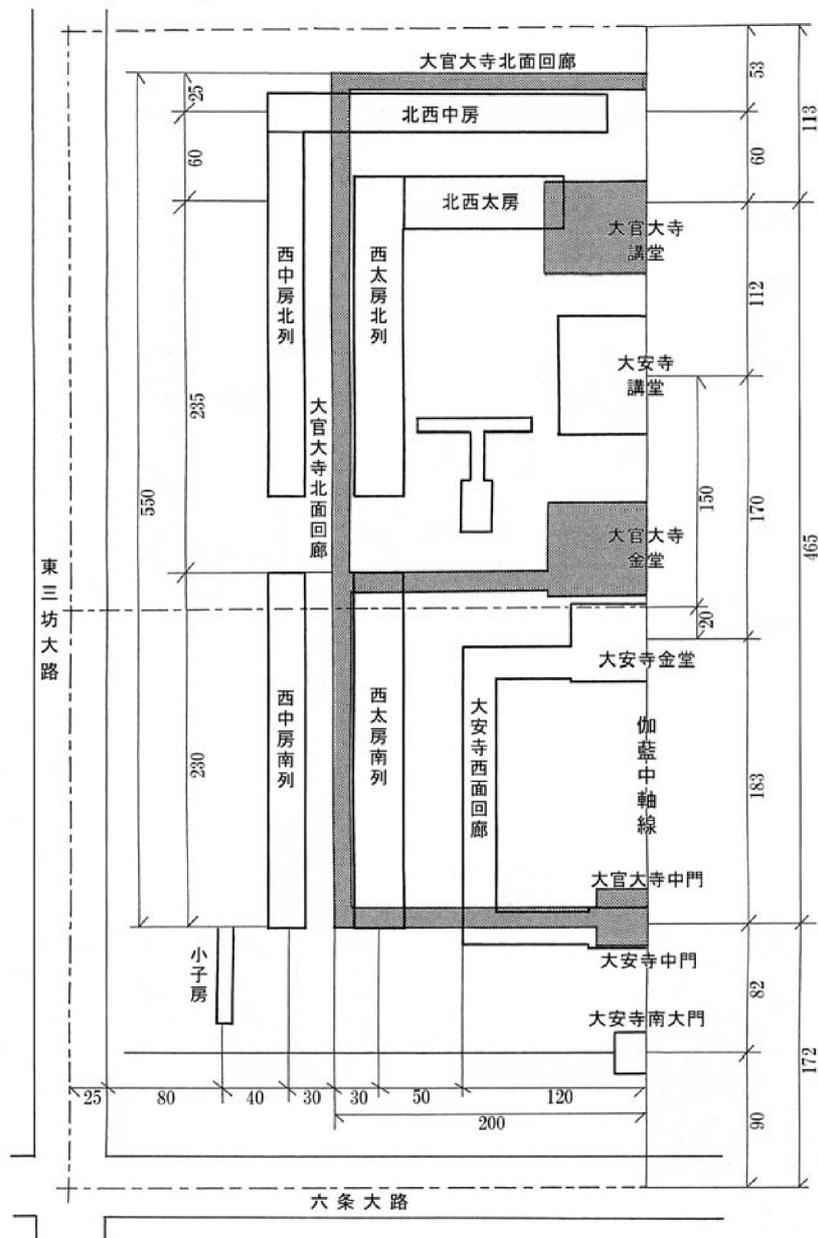


図2 大官大寺伽藍と大安寺伽藍

西太房の外側柱列となる。また、東西太房と中房の南列の長さは、大官大寺南面回廊から金堂両脇回廊までの長さ 275 尺としたため、大安寺回廊端と太房の間の 13.5 尺、太房桁行の 13.8 尺の柱間寸法が生じる。

- d. 大官大寺北面回廊の北側柱列の南 25 大尺 (30 尺) に大安寺北中房の棟通りが設定され、大官大寺北面回廊の南側柱列の 1 尺内側が大安寺北中房の北側柱列となる。さらに東西太房と中房の間隔と同じ 60 大尺 (72 尺) を隔て、南 85 大尺 (102 尺) に大安寺の北太房棟通りが設定される。北太房東西列の間を 100 大尺 (120 尺) とすることで、北太房の長さが決まり、北太房と繋がる東西太房北列の長さも決まる。東西中房北列の長さは、東西太房北列の長さと同様に北中房との位置関係によって決まり、太房 13.8 尺、中房 13 尺という桁行柱間寸法を用いることで、大きな矛盾を生じさせることなく、大官大寺回廊位置を基準にして大安寺僧房が配置され、長大な回廊は長大な僧房に改められた。

まとめ

大安寺太房の柱間寸法 (桁行 13.8 尺・梁間 13 尺) や中房の柱間寸法 (桁行 13 尺・梁間 10 尺) は薬師寺の太房 (桁行 10 尺・梁間 10 尺) よりも規模が大きく、同じ官寺ではあるものの、建物規模は大安寺が全てを上回っており、文字通りの「大寺」であることこそが大安寺の特徴である。大安寺の建物の柱間寸法 13 尺・17 尺・18 尺は、大官大寺の建物柱間寸法を引き継いだものとみられるが、発掘調査担当者泣かせの他寺に見られない 13.5 尺、13.8 尺や 14.8 尺といった端数をもつ柱間寸法をもつことも、また大安寺の建物遺構の特徴といえる。こうした端数をもつ柱間寸法が出現する理由は、大尺による地割に小尺による建物設計が制約された結果とみられ、大安寺伽藍設計を規制した大尺による地割こそは、前身寺院である文武朝大官大寺の伽藍配置計画であったと考えてよいだろう。

平城京右京六条二坊に営まれた薬師寺が、藤原京の薬師寺 (本薬師寺) と、ほぼ同じ伽藍配置形式で造営されたと同じく、大安寺も当初は藤原京の大官大寺伽藍がそのまま左京六条四坊に造営される予定であったが、その造営計画は前章の a~d に復原したような大幅な変更が加えられ、大塔を置くための長大な回廊位置をもとにして僧房が計画され、長大な回廊は長大な僧房に改められ、大塔を建てる予定の塔院だけが六条大路を隔てた七条四坊に設定されることになった。文献に伝える道慈の大安寺修造とは、具体的にはこうした変更であったと考えられる。『続日本紀』の伝える道慈の匠手を歎服させた工巧とは、大官大寺造営プランを正に『本朝高僧伝』の記す如く「延袤長短 自督繩墨」して、13.5 尺、13.8 尺や 14.8 尺といった端数をもつ柱間寸法を用い、大安寺伽藍へと矛盾無く改変したことといってもよいだろう。

道慈による平城大安寺造営計画の変更は、「大安寺式伽藍」の特徴でもある長大な僧房の確保を目的としたもので、多数の僧侶の止住を可能にして、国家鎮護を担う僧侶の養成機能をもたせることにあったと考えられ、その後の唐僧道璿、波羅門僧菩提僊那や林邑僧仏

哲等の来日僧、新羅学生審祥等の大安寺への止住がこれを物語っている。左右京に並び立つ官寺であったが、右京の薬師寺とは異なった機能が左京の大安寺に期待されたのである。道慈にとっては百濟大寺以来の大塔は唐の寺院のように塔院にあるべきで、七世紀の百濟や新羅の如く金堂前の回廊内に塔を建てるといったことも、『続日本紀』の天平16年の道慈卒伝のいう「大唐の道俗の伝える聖教の法則に異なり」、「憲章と違」う「虚説」と映ったのではないだろうか。大塔よりも「能く国土を護らむ」のためには国家鎮護を担う僧侶の能力向上を図るの必要があり、「教典に順」うには、唐長安の西明寺や、遥か天竺の祇園精舎に倣った僧侶の修行場所としての僧堂が充実した唐風の寺院を新都に営むことこそが重要だったのである。大安寺の僧堂重視は天平19年(747)の『資財帳』勘録後も、塔の造営に先立ち、西北中房や小子房が造営され、僧房の瓦葺が進められることから、うかがうことができる⁽³⁴⁾。塔院に大塔の造営が開始されるのは、僧房の整備以後と見られ、両塔が完備するのは奈良時代末の光仁、桓武朝まで降り、最終的には塔回廊などの整備までには至らなかったらしい。早良親王の止住や宝亀6年(775)の大安寺碑の建立、宝亀11年(780)封戸の復旧、延暦元年(782)の光仁天皇や延暦9年(790)の高野新笠の一周忌が大安寺で営まれるなどの事象は、この時期の大安寺西塔の完成とともに、光仁、桓武朝の一定の大安寺重視を示すが、平安時代に入ると、大安寺が占めた官寺筆頭としての地位は東大寺が占めることになる。これは、鑑真の来日によって東大寺に戒壇が開かれたことと無関係ではなく、僧侶養成機能が、奈良時代後半に大安寺から東大寺に移るなど、仏教政策の転換に関わるものと考えたい。

注

- (1) 福山敏男 1968年「大安寺及び元興寺の平城京への移建の年代」『日本建築史研究』(墨水書房 初出は1936年)
- (2) 村田治郎 1954年「薬師寺と大安寺の占地」『史迹と美術』240
- (3) 奈良市教育委員会 1994年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成5年度』
- (4) 奈良市教育委員会 1998年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成9年度』
- (5) 奈良市教育委員会 1997年『史跡大安寺旧境内 I-杉山古墳地区の発掘調査・整備事業報告 - 』
- (6) 奈良市教育委員会 1986年『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和60年度』
- (7) 奈良県立橿原考古学研究所 1977年『奈良県遺跡調査概報 1976年度』
- (8) 奈良市教育委員会 1999年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成10年度』
- (9) 奈良市教育委員会 1994年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成5年度』
- (10) 奈良県立橿原考古学研究所 1976年『大安寺 - 昭和50年度発掘調査概報 - 』
同 1977~1979年『奈良県遺跡調査概報 1976年度~1978年度』
- (11) 「官宣旨」『京都御所東山御文庫記録』(『平安遺文』4)

- (12) 鐘方正樹 1997 年「Ⅷ章総括 - VI大安寺寺地の復元に関する問題点の検討」『史跡大安寺旧境内 I』(奈良市教育委員会)
- (13) 大岡實ほか 1955 年「大安寺南門・中門及び回廊の発掘」『建築学会論文集』50 (日本建築学会)
- 奈良市教育委員会 1990 年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成元年度』
- 同 1999 年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成 10 年度』
- 同 2001 年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成 11 年度』
- 同 2002 年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成 12 年度』
- (14) 奈良市教育委員会 1990 年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成元年度』
- (15) 奈良市教育委員会 2006 年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成 14 年度』
- (16) 奈良市教育委員会 1984 年『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和 59 年度』
- (17) 大岡實ほか注(13)前掲論文
- 奈良市教育委員会 1990 年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成元年度』
- (18) 奈良市教育委員会 1982 年『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和 56 年度』
- (19) 奈良市教育委員会 1992 年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成 3 年度』
- 同 1993 年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成 4 年度』
- (20) 奈良市教育委員会 1994 年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成 5 年度』
- (21) 注(20)及び、奈良市教育委員会 1998 年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成 9 年度』
- (22) 注(21)及び、奈良市教育委員会 1994 年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成 5 年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所 1977 年『奈良県遺跡調査概報 1976 年度』
- (23) 未報告
- (24) 注(20)参照
- (25) 奈良市教育委員会 1991 年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成 2 年度』
- 同 1978 年『平城京左京六条三坊十四坪発掘調査概報』
- (26) 岡田英男 1984 年「大安寺伽藍と建築」『大安寺史 史料』(大安寺)
- (27) 注(26)参照
- (28) 奈良市教育委員会 1987 年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 昭和 61 年度』
- 同 1988 年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成 62 年度』
- (29) 西塔の調査については、奈良市教育委員会 2004～2007 年『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成 13～16 年度』及び、同 2008 年『奈良市埋蔵文化財調査年報 平成 17 (2005) 年度』、東塔の調査については、同 2009 年『奈良市埋蔵文化財調査年報 平成 18 (2005) 年度』、同 2012・13 年『奈良市埋蔵文化財調査年報 平成 21・22 (2009・10) 年度』参照

- (30)原田憲二郎 2009年「大安寺旧境内から出土した平安時代以降の軒瓦」『奈良市埋蔵文化財調査年報 平成18(2005)年度』
中井公 2007年「軒瓦からみた大安寺西塔の創建をめぐって」『考古学論究 - 小笠原好彦先生退任記念論文集 - 』
- (31)奈良国立文化財研究所 1975～1983年『飛鳥・藤原宮発掘調査概報5～13』
- (32)宮本長二郎 1983年「奈良時代における大安寺・西大寺の造営」『日本古寺美術全集 第6巻』(集英社)
- (33)大官大寺伽藍計画を大安寺伽藍に改めるためには、柱通りが一致しても、柱間の相違から柱位置は、すべて改める必要があり、建築工事が進んだ段階での改造の可能性は低く、また、寺地が選定されて、大尺による大官大寺形式の伽藍地割の縄張りが完了した程度なら全面的な計画変更も容易であったと考えられる。大安寺伽藍への変更の段階は、大官大寺伽藍計画での用材の調達、木造りが開始されていた段階とみられ、そのために大安寺造営計画は大官大寺伽藍計画の制約を受けたと考えたい。
- (34)中井公 1997年「「大安寺式」軒瓦の年代」堅田直先生古希記念論文集刊行会編『堅田直先生古希記念論文集』(真陽社)
原田憲二郎 2011年「「大安寺式」軒瓦の成立」『奈良市埋蔵文化財調査年報 平成20(2008)年度』